

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の許可
根拠条例・規則名		都市計画法、都市計画法施行令
条 項		都市計画法第 43 条第 1 項 都市計画法施行令第 36 条
所 管 部 課		都市局 都市計画部 都市計画課 (電話：048-829-1428)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	許可の基準については、「さいたま市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例」及び「さいたま市開発行為等に関する道路等及び排水施設技術基準」を準用する。  都市計画法施行令第 36 条第 1 項第 3 号ホに該当するものは、法第 34 条第 14 号審査基準による。
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 令和 4 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	行政庁における審査 13 日
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		開発審査会の議を要するものについては、標準処理期間を適用しない。